

平成 30 年度行政評価について

1 行政評価システムとは

行政評価システムは、行政サービスを無駄なく、効果的に提供するため、各施策及び事業の目的と目標を明確にした上で、取組みの成果や効率性を評価し、その結果に基づいた改善を次の企画立案、事業実施に反映させる仕組みです。

本町では、行政活動の基本指針である第5次東浦町総合計画（以下「総合計画」という。）の施策体系に従って施策評価及び事業評価を行ない、総合計画、実施計画、予算・決算、そして行政評価を連動させ、計画→事業実施→評価→改善（P D C Aサイクル）によるまちづくりを推進するものです。

2 本町における行政評価の重点目標

- 必要な行政サービスを効果的に提供します。

総合計画を基本指針とし、社会状況や財政状況の変化を踏まえ、行政サービスを計画的、効果的に提供します。

- 住民に対する説明責任を果たします。

評価表を作成し、活用することで事業の説明手法を統一するとともに公表します。

- 職員の意識改革、政策形成能力の向上の機会とします。

評価過程を通じて、組織内の情報と認識の共有化を図るとともに職員の意識改革、政策形成能力の向上に繋がります。

3 評価の単位

総合計画の部門別計画における「基本事業の方針」を施策評価の単位とし、事業評価は、その施策に属する各事業について評価しました。